

dsm-firmenich 一般販売契約条件

1. 総則

- 1.1 この一般販売契約条件（以下、「本契約条件」）は、DSM-Firmenich AG の関連会社又はその代理店（かかる関連会社を以下、「売主」）が買い手（以下、「買主」）に対して提供及び/又は販売する全ての製品及び/又はサービス（以下、総称して「本製品」）の提供、販売及び納品に適用され、書面による別段の合意がない限り、本契約条件は売主と買主との全ての取引に適用される。DSM-Firmenich AG の関連会社とは、DSM-Firmenich AG を直接的若しくは間接的に支配し、又は支配され、又は共同で支配下にある法人又は事業体を指す。ある事業体が他の事業体を「支配」しているとはみなされるのは、その事業体が発行済み資本の 50%以上を所有しているか、又はその他の方法により当該事業体の経営方針若しくは運営方針を決定し、又は決定させる権限を有している場合である。
- 1.2 本契約条件に基づいて契約を締結することにより、買主は、明示的な記載がない場合でも、将来の全ての取引において本契約条件が適用されることに同意するものとする。
- 1.3 売主は、買主の一般契約条件の適用可能性を明示的に拒否する。さらに、本契約条件は、本製品の販売及び納品に関する当事者間の以前の口頭及び書面による全ての見積、情報伝達、契約、及び合意事項に優先し、買主が発注する注文の契約条件及び買主が提出するその他の契約条件よりも優先され、全てに取って代わるものとする。売主が買主の提示する契約条件に異議を唱えなかったとしても、買主が提示した契約条件を売主が受諾したと解釈することはできない。また、売主の営業開始及び売主の納品は、いずれも買主の契約条件を受け入れたものとはみなされないものとする。本契約条件が買主の契約条件と異なる場合、本契約条件及びその後の売主又はその代理による注文確認や本製品の納品などのいかなる情報伝達又は行為も、買主の契約条件に対する受諾ではなく、反対申し込みとして扱われる。売主による本製品の納品契約の成立を確認する買主の通信又は行為、及び売主による本製品の納品を買主が受諾することは、買主による本契約条件の受諾したものとみなされるものとする。
- 1.4 本契約条件の最新版は、www.dsm-firmenich.com/general-terms-and-conditions で閲覧可能である。売主は、本契約条件をいつでも修正する権利を留保する。
- 1.5 売主と買主間の電子的通信は、原本と同等の効力を持ち、当事者間で「書面」によるものとみなされるものとする。売主が使用する電子通信システムは、当該電子通信の内容及び送受信の時刻に関する唯一の証拠となる。

2. 見積、注文及び確認

- 2.1 別段の定めがない限り、売主が発行する見積書は、いかなる形式であっても売主を法的に拘束するものではなく、単に買主に対し注文を行うよう促すものである。売主が発行する全ての見積書は、撤回可能であり、事前の通知なしに変更される可能性がある。注文は、売主が書面により受諾するまで法的拘束力を持たないものとする（以下、「確認済み注文（書）」）。売主は、理由を示さずに注文を拒否する権利を有するものとする。確認済み注文書は確定したものとみなされ、売主及び買主の双方が書面で合意した場合に限り、全部若しくは一部の修正、撤回、又は取消が可能となる。
- 2.2 推定又は予測数量に基づく価格見積は、指定された期間内に実際に購入された数量が推定又は予測数量を下回った場合、増額される可能性がある。
- 2.3 各納品は個別の取引として扱われ、納品の不履行が他の納品に影響を及ぼすことはないものとする。
- 2.4 第 6.3 条に定める場合を除き、買主に提供されるサンプルは、情報提供のみを目的としたものであり、品質、説明、商品性、適合性、又は特定の目的への適用性に関する明示的若しくは黙示的条件又は保証を示唆するものではない。買主は、本製品を注文する前にこれらの事項について自ら確認したものとみなされるものとする。

3. 価格

- 3.1 売主の本製品の価格及び通貨は、確認済み注文書に記載されるとおりである。書面による別段の合意がない限り、売主の価格には標準的な包装費が含まれるが、付加価値税又はその他類似の適用税、関税、課徴金、若しくは本製品の販売及び納品に関連して課されるいかなる法域の税金（以下、「税金」）は含まれない。買主に対して販売される本製品に関連して課される税金は買主の負担とし、各請求書に追加されるか、又は売主が別途請求するものとする。売主が割引を適用する場合、かかる割引は確認済み注文書に明記された納品にのみ適用される。
- 3.2 確認済み注文書において価格が固定であると明示されていない限り、売主は、原価決定要因が上昇した場合、未納品の本製品の価格を引き上げる権利を有する。かかる要因には、原材料及び補助材料、エネルギー、売主が第三者から取得する製品、賃金、給与、社会保険料、政府による課徴金、運送料、保険料などが含まれるが、これらに限定されない。売主は、かかる価格の引き上げについて買主に通知するものとする。

4. 支払い



dsm-firmenich 一般販売契約条件

- 4.1 確認済み注文書に別段の定めがない限り、支払いは現金一括払いとし、売主の請求書発行日から 30 日以内に売主が受領するものとする。全ての支払いは、いかなる税金の控除もなく、かつ、相殺又はその他の反対要求が適用されないものとする。ただし、争う余地のない、又は法的に執行可能な反対要求との相殺はこの限りではない。
- 4.2 売主は、売主のその他の権利を損なうことなく、期限を過ぎた支払いに対し、未払金が全額支払われるまで、年率 12%又は買主の事業所所在地の法律で許容される最高利率のいずれか高い方の遅延利息を課することができる。売主が未払金の回収に要した全ての費用及び経費（合理的な弁護士費用、専門家費用、裁判費用、及びその他の訴訟費用など）は、全て買主の負担とする。
- 4.3 買主からの支払いは、第一に裁判費用及び裁判外の費用並びに未払利息の支払いに充当され、第二に、買主からの指示の有無にかかわらず、最も古い未払債務から順に差し引かれるものとする。
- 4.4 請求書に関する苦情は、請求書発行日から 20 日以内に書面で売主に通知しなければならない。かかる期間を過ぎた場合、買主は請求書を承認したとみなされるものとする。

5. 納品

- 5.1 適用されるインコタームズは、確認済み注文書に記載されているもの、又は売主と買主が別途合意したものとする。インコタームズの定義は、確認済み注文書の時点でパリ（フランス）の国際商業会議所が発行した最新版のインコタームズに従うものとする。
- 5.2 確認済み注文書に別段の定めがない限り、売主による納品の日時はあくまで目安であり、厳格な期限とはならないものとする。売主は、確認済み注文書に記載されたとおり、本製品を分割して納品し、それぞれ別途請求する権利を有する。いかなる場合も、納品の遅延による損害及び/又は費用について、売主は責任を負わないものとする。本製品の納品が遅れたとしても、買主は受領義務を免れるものではないものとする。買主は、売主が納品した本製品の数量に応じて、確認済み注文書に記載された単価で支払う義務を負うものとする。売主が本製品の総需要に対応できない場合、売主は、一部出荷又は出荷のキャンセルが最も公平と判断した上で、販売可能な本製品の数量を割り当てることができる。その際、最も早い契約を優先することができる。確認済み注文書において、買主が本製品を引き取りに行う形での納品とされている場合、引き取りは売主が買主に指定する売主の施設で行われ、買主が当該施設で本製品を受け取れる状態になった時点で納品が完了したものとみなされるものとする。買主が納品後 5 日以内に売主の施設から本製品を引き取らない場合、売主は商業レートに基づく保管料を買主に請求することができ、買主はかかる保管料を請求時に支払うことに同意する。
- 5.3 本製品がインコタームズ EXW（工場渡し）で注文された場合、本製品が買主の任意で設置された日付、又はその直後に請求が行われるものとする。
- 5.4 売主の指定に従い、売主が所有する返却可能な梱包容器（ステンレス製タンクなど）で本製品が納品された場合、買主は、初回出荷日から 90 日以内に送料元払いでかかる返却可能な梱包容器を売主に返送するものとする。買主が初回出荷日から 120

日以内に当該梱包容器を返送しなかった場合、売主は買主に対して罰金を科す権利を有し、その額は最大で梱包容器の全額相当とする。

6. 検査及び仕様適合性

- 6.1 納品時並びに本製品の取り扱い、使用、混合、改変、組み込み、加工、輸送、保管、輸入及び（再）販売（以下、「利用」）の過程において、買主は本製品を検査し、納品された本製品が確認済み注文書に記載された合意済みの仕様に適合していることを確認しなければならない。なお、合意済みの仕様がない場合は、納品時点で売主が使用していた最新の仕様（以下、「仕様」）に基づいて適合性を判断するものとする。
- 6.2 本製品に関する苦情は書面で行うものとし、納品時の合理的な検査で明らかになる欠陥、不具合、又は不足に関する苦情は、納品日から 7 日以内に売主に到達しなければならない。また、その他の異議申し立て（隠れた欠陥など）については、それが発覚した、又は発覚すべきであった日から 7 日以内に行わなければならない。ただし、いかなる場合でも、(i) 納品日から 6 ヶ月、(ii) 本製品の有効期限の満了のいずれか早い方を超えてはならない。売主の選択により、サンプルを直ちに売主に送付するか、又は売主が異議申し立ての対象となる本製品の検査を行えるよう便宜を図るものとする。本製品の利用は、納品日の時点における本製品の無条件の受諾とみなされ、本製品に関する全ての請求権を放棄したものとみなされる。
- 6.3 納品された本製品が仕様に適合しているかどうかの判断は、売主が保持するサンプル又は記録、及び本製品が生産されたバッチから採取されたサンプルを、売主が使用する分析方法に従って分析することによってのみ行われるものとする。
- 6.4 本製品の一部に欠陥があったとしても、買主は本製品全体の納品を拒否する権利を有しない。苦情があった場合でも、買主は第 4 条に定める支払義務を免れない。苦情を受領した時点で、売主は、苦情が根拠のないものである、及び/若しくは反論できることが証明されるか、又は欠陥が完全に修正されるまで、以後の全ての納品を停止する権利を有する。買主は、事前の承認なしに本製品を売主に返送することはできない。異議申し立てがなされた場合でも、買主は (i) 異議申し立て内容を適切に文書化し、(ii) 損害を最小限に抑えるための措置を講じることの義務を免れない。

7. 危険負担及び所有権の移転

- 7.1 本製品の危険負担は、適用されるインコタームズ（第 5.1 項を参照）に従って買主に移転するものとする。
- 7.2 本製品の所有権は買主に移転せず、法的及び実質的な完全所有権は、売主が本製品の全額（利息、手数料、費用などを含む）を受領するまで売主に留保されるものとする。
- 7.3 買主による支払いが保留中のため本製品の納品が一時停止している場合、及び買主が本製品の納品を不当に拒絶した、又は受領しなかった場合、本製品は売主によって保管及び管理されるものとする。なお、危険及び費用は買主が負担する。
- 7.4 第 13 条に基づき本契約が解除された場合、売主は、その他の権利を損なうことなく、本製品の即時返還を要求する権利、又は所有権留保を行使し、本製品の回収を行う権利を有するものとする。



dsm-firmenich 一般販売契約条件

7.5 本製品の支払いが完了するまで、買主は通常の業務の範囲内で必要な限度においてのみ本製品を使用する権利を有する。また、可能な限り、(i) 本製品を明確に識別できる形で分離して保管し、(ii) 本製品に影響を及ぼす可能性のある第三者の異議申し立てがあった場合、直ちに売主に通知し、(iii) 本製品を適切な保険に加入させるものとする。書面による事前の明示的な許可がない限り、買主は本製品を第三者に再販売してはならない。

8. 限定保証及び限定責任

8.1 売主は、納品日に本製品が仕様に適合していることのみを保証する。万が一、本製品が第 6 条に基づいてこの保証に違反していると判断された場合、売主は合理的な期間内に、本製品を無償で修理若しくは交換する方法、又は当該製品の元の請求書価格相当額の負担額通知書を発行する方法のいずれかで対応する裁量権を有する。したがって、売主の義務は、本製品の修理、交換、又は負担額通知書の発行のみに限定される。

8.2 売主が修理、交換、又は負担額通知書を発行する義務を負うのは、第 6 条に従い、買主から本製品が仕様に適合していないとの通知を適時に受領し、必要に応じて当該製品が返品されることが条件となる。

8.3 前述の保証は唯一の保証であり、明示的、黙示的、法的、契約上又はその他を問わず、商品性の保証、適合性若しくは特定の目的への適用性に関する保証、又は本製品に関する知的財産権の侵害がないことの保証など、その他全ての保証、表明、又は契約条件に代わるものである。

8.4 本製品の販売及び使用に関連して発生する、又はこれに起因する全ての損害請求に関する売主の責任は、いかなる場合においても、当該請求の対象となる製品の代金として買主が支払った金額を超えないものとする。いかなる状況でも、売主は、業務上の信用の喪失、売上若しくは利益の損失、作業停止、生産失敗、他の物品の障害若しくはその他の事由による損失、他の契約上の義務が履行されなかったことによる損失、又は特別的、付随的、間接的、結果的、若しくは懲罰的損害若しくは損失、費用若しくは経費について、買主又はその他の者に対して責任を負わない。かかる免責は、保証違反、契約違反、虚偽表示、過失、又はその他の理由によるものを問わず適用される。

9. 不可抗力

9.1 いずれの当事者も、合理的な管理の及ばない事由により、相手方に対する義務の履行において遅延、制限、妨害、又は不履行が発生し、それによって生じた損害、損失、費用又は経費について、いかなる責任も負わないものとする。これには、天災、法令及び規制、行政措置、裁判所の命令又は判決、地震、洪水、火災、爆発、戦争、テロ、暴動、破壊行為、事故、疫病又はパンデミック及びそれに伴う政府措置による生産への影響、ストライキ、ロックアウト、業務の遅延、労働争議、必要な労働力や原材料の確保困難、輸送の不足又は輸送の失敗、工場や主要設備の故障、緊急修理又は保守、電力やその他の公共サービスの故障又は不足、サプライヤーや下請業者による納品遅延又は欠陥品の供給を含むがこれらに限定されない（以下、「不可抗力」）。

9.2 不可抗力事象が発生した場合、その影響を受けた当事者は速やかに書面にて相手方に通知し、その原因及び確認済み注文書に基づく義務の履行への影響を明示するものとする。不可抗力に

よる遅延が発生した場合、かかる遅延期間に相当する期間、納品義務は一時停止とする。ただし、不可抗力事象が合意された納品日から 60 日を超えて継続又は継続が予測される場合、いずれかの当事者は、相手方に対して賠償責任を負うことなく、確認済み注文の影響を受けた部分をキャンセルする権利を有する。不可抗力事象の結果、売主の本製品の供給が制限された場合、売主は、売主が合理的に判断する方法で買主及び他の顧客の間で本製品を配分するものとする。

10. 変更及び情報

10.1 一定期間又は一定数量の本製品のために仕様が固定されることが合意されていない限り、売主は、仕様及び/又は本製品の製造を変更又は修正し、また本製品の生産及び/又は製造に使用する材料を予告なしに随時置き換える権利を留保する。買主は、売主のカタログ、製品データシート、及びウェブサイト上で公開されるその他の説明資料に記載されたデータが、予告なしに随時変更される可能性があることを承認する。仕様、本製品及びその利用に関する売主の発言、表明、推奨、助言、サンプル又はその他の情報は、買主の便宜のためにのみ提供されるものとする。

10.2 買主は、本製品及び買主による本製品の利用に関して、並びに売主から取得した情報を買主が意図する目的で適用する際に、自身の専門知識、ノウハウ及び判断のみに依拠しなければならない。売主が相談に乗ることで、いかなる追加義務をもじらないものとする。本製品の適合性及び利用に関する詳細情報は法的拘束力を持たず、売主はかかる相談に基づく責任を一切負わない。売主が証明書及び/又はデータシート（安全データシート、技術データシート、アレルゲンに関する情報など）において提供するデータは、売主独自の検証手法に基づくものであり、証明書又はデータシートの日付において売主の知る限り正確なものであるが、情報提供のみを目的とする。データ又は買主が当該データを使用することで得られる結果の品質、正確性、完全性及び適合性に関して、いかなる明示的又は黙示的な保証も行わない。

10.3 買主は、本製品及び買主による本製品の利用又は売主若しくはその代理が開示若しくは提供した情報の適用に関連して、又はそれに起因して発生する全ての損害、損失、費用、経費、請求、要求及び責任（製造物責任を含むが、これに限定されない）について、売主を補償し、損害を与えないものとする。

11. 法律及び基準の遵守

11.1 各当事者は、法律、法令、条例、規則、規範、又は基準に従って適用される要件又は制限を遵守することを承認する。これには、(i) 贈収賄防止及び汚職防止、(ii) 国際貿易（輸出入管理、禁輸措置、制裁対象者リストなど）、並びに (iii) データプライバシー及びデータセキュリティに関する全ての適用法令が含まれるが、これらに限定されない（以下、「法律及び基準」）。

11.2 買主は、その従業員、代理人及び下請業者が、直接的又は間接的に、(i) 不適切な利益を受領、約束、提供、若しくは供与しないこと、又は (ii) (a) 事業体若しくは個人（政府又は政府管理下の機関を含む）との契約又は (b) 製品の取引に関連する契約を締結しないことを明示的に保証する。これは、適用される法律及び基準の違反又は抵触する契約とみなされる可能性がある。



dsm-firmenich 一般販売契約条件

11.3 買主は、(i) 本製品の意図された利用に関連する全ての法律及び基準を遵守すること、並びに (ii) 当該利用に必要な全ての承認、許可、又は認可を取得することについて単独で責任を負うものとする。

12. 譲渡及び支配権の変更

12.1 いずれの当事者も、相手方の事前の書面による同意なしに、確認済み注文書に基づく権利又は義務を譲渡してはならない。ただし、売主は、DSM-Firmenich AG の関連会社、又はその資産若しくは本製品に関連する事業の全部若しくは大部分を取得した第三者に対して、かかる権利及び義務を譲渡することができる。

12.2 売主は、確認済み注文の期間中に、確認済み注文の発効日の時点で買主を支配していた者とは無関係の個人又はグループが、議決権付き証券の所有等を通じて買主を支配することになった場合、即時に確認済み注文を解除する権利を有する。買主は、かかる支配権の取得が発生した場合、発生から 10 日以内に売主に通知しなければならない。売主は、当該通知の受領日から 10 日以内に買主に書面で通知することにより、確認済み注文を解除する権利を行使できる。

13. 一時停止及び契約解除

13.1 売主は、(i) 買主が売主に対する義務の履行を怠り、予定された納品日までに適切な履行保証を提供しない場合、(ii) 売主が買主の履行能力に合理的な疑念を抱き、売主が求めた場合に買主が 30 日以内（かつ予定された納品日より前）に適切な履行保証を提供しない場合、(iii) 買主が支払い不能に陥る、債務の返済が不能になる、又は清算（再編や合併を目的としない）手続きに入る、破産手続きが買主によって又は買主に対して開始される、買主の資産の全部又は大部分に対して受託者、管財人又は管理者が任命される、若しくは買主が債権者の利益のために譲渡や契約を締結する場合、又は (iv) 買主が法律及び基準（第 11 条）を遵守しない場合、書面による通知をもって、その他の権利を損なうことなく、即時に (i) 未払いの納品済み本製品の返還を要求し、本製品の回収を行う措置（本製品の回収に関する全ての費用は買主の負担とする）、(ii) 本製品の納品義務を停止又は確認済み注文を解除する措置（ただし、買主が前払いでの支払いを行うか、適切な支払い保証を提供した場合には、納品を継続できるものとする）のいずれか、あるいは両方を講じる権利を有する。

13.2 第 13.1 項に該当する事由が発生した場合、売主が買主に納品した本製品（売主が回収しなかった本製品）に関する全ての未払い請求は、直ちに支払期限が到来し、買主は即時支払う義務を負うものとする。

14. 権利放棄

売主が任意の時点で本契約条件のいずれかの条項の履行を強制しなかった場合、遅延した場合、又は行使を怠った場合であっても、売主が当該条項を行使する権利を放棄したと解釈されないものとする。売主が買主の義務違反に対して権利を放棄したとしても、それが過去又は将来の他の違反に対する権利放棄を構成しないものとする。

15. 分離可能性

2024 年 7 月版

本契約条件のいずれかの条項が無効又は執行不能と判断された場合でも、かかる事実は当事者間のその他の条項の有効性及び執行可能性にいかなる影響も及ぼさず、当該条項は分離されるものとする。無効又は執行不能と判断された条項は、準拠法の範囲内で、当初の法的及び経済的な意図を最大限に反映する形に改訂されるものとする。

16. 訴訟の制限

本契約条件に別段の定めがない限り、買主が売主に対して訴訟を提起する場合、最初に当該請求があることを売主に書面で通知しなければならない。かかる通知は、買主が苦情対象の事象を最初に認識した日から 30 日以内に行われるものとする。また、買主が訴訟を提起する場合、当該通知から 12 ヶ月以内に訴訟を開始しなければならない。

17. 準拠法及び管轄裁判所

17.1 本契約条件は、売主が法人として設立された国（又は州）の法律に準拠し、その法律に基づいて解釈されるものとする。ただし、当該法の抵触法の原則は考慮されない。適用可能な場合であっても、「国際物品売買契約に関する国際連合条約（CISG）」は適用されないものとする。

17.2 本契約条件若しくは確認済み注文に関連して、又はこれに起因する紛争、論争、若しくは請求は、まず当事者間で友好的に解決するよう努めるものとする。友好的な解決に至らない場合、両当事者は、売主の法人設立地にある管轄裁判所の専属管轄権を取消不能な形で受け入れるものとする。ただし、控訴の権利はこれによって制限されない。

18. 独立した当事者

売主及び買主は独立した当事者であり、本契約によって委任者及び代理人の関係が成立するものではない。いずれの当事者も、第三者に対する販売又は義務に関して、相手方を法的に拘束するものではない。

19. 権利の存続

当事者の権利及び義務は、当事者及びその各後継者並びに許可された譲受人に対して法的拘束力を持ち、これらの利益となるものとする。当事者は、自社の取締役、役員、従業員、代理人、及び法定代理人が本契約条件を遵守することを確実にするものとする。当事者の権利及び義務の全部又は一部が、いかなる理由で終了した場合であっても、本契約条件のうち、終了後も存続することを意図した条項の効力には影響を与えないものとする。

20. 見出し

本契約条件に記載される見出しは、単に参照の便宜のために含まれるものであり、本契約条件の解釈又は構成には影響を及ぼさない。

21. 知的財産

21.1 本製品の販売又は関連する全ての知的財産権は、売主の独占的な所有物とする。



dsm-firmenich 一般販売契約条件

- 21.2 売主は、本製品の販売及び/又は納品に伴い、第三者の知的財産権を侵害する可能性があるかどうかを確認していない。したがって、この点に関する損失や損害について、売主はいかなる責任も負わない。
- 21.3 本製品の販売により、本製品の組成及び/又は用途に関連する知的財産権に基づくライセンスが、黙示的に又はその他の方法で付与されるものではない。買主は、本製品の輸入及び/又は利用（単体での使用、他の材料との組み合わせでの使用、又は加工工程での使用を含む）によって発生する知的財産権の侵害に関する全てのリスクを明示的に負うものとする。
- 21.4 売主が事前に書面により明示的に許可しない限り、買主は、売主の配合、オリジナルの創作物、技術、本製品、サンプル、及び独自情報を第三者に開示、再販売、若しくは提供すること、又は上記以外の目的でそれらを使用することを禁ずる。さらに、買主は、自身の利益又は第三者の利益のために（いかなる場合も、自身が直接的に、又は別人を介して間接的に）本製品の分析、リバースエンジニアリング、マッチング又は偽造をしないこと、かつ、本製品のリバースエンジニアリング、マッチング、又は偽造によって生み出された類似品を自社製品で使用することを誓約する。

22. 機密保持

売主又はその代理人が提供する全ての情報は機密情報として取り扱われ、買主が全ての取引に関する目的のみに使用するものとする。情報の開示は、買主の従業員又は第三者のうち、業務上必要不可欠な者に対してのみ開示する場合、又は裁判所命令又は法的義務により開示が求められる場合（この場合、買主は直ちに売主に通知し、売主が保護命令を取得しようとする場合には合理的に協力するものとする）にのみ許可される。買主は、売主からの要求があった場合、全ての機密情報を速やかに売主に返却するものとする。買主は、そのコピーを保持しないものとする。買主は、取引関係の存在自体を機密情報として扱うものとする。売主が要求した場合、買主又はその従業員は機密保持契約書に署名する。

23. 言語

本契約条件の正式なバージョンは英語版のみとし、他言語への翻訳版に矛盾がある場合、英語版が優先されるものとする。